

阿賀野市条例第26号

阿賀野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

阿賀野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年
阿賀野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表10投票所の投票立会人の項中「11,300円」を「法第14条第1項第6号
に掲げる額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。